

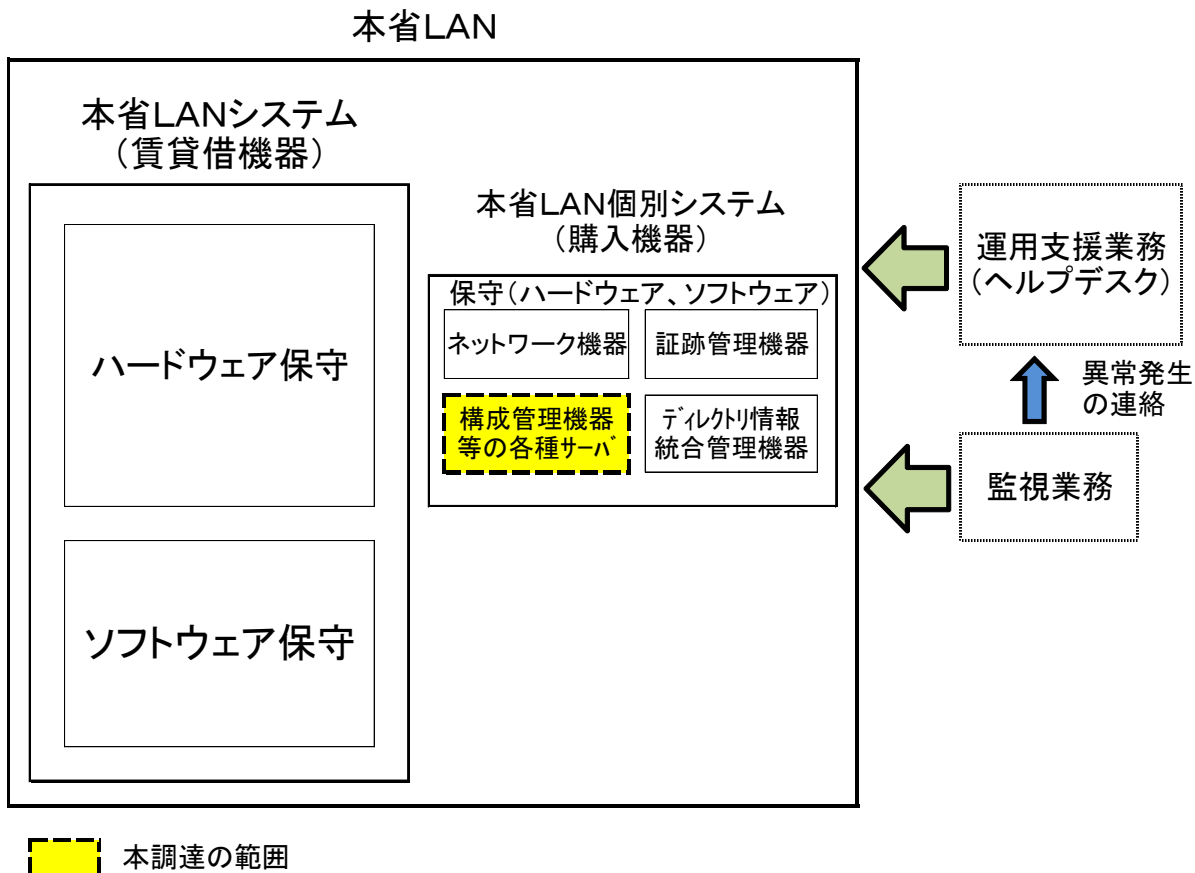
件名：農林水産省行政情報システムサーバ機器保守業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

農林水産省行政情報システムサーバ機器 保守業務仕様書

I 目的

本業務は農林水産省行政情報システム（以下、本省LANシステムという）として整備されたサーバについて円滑な稼働を維持するため、保守を行うものである。



II 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

III 保守対象機器

別紙1「構成管理機器等の各種サーバ機器」のとおり。

IV 作業実施計画書

受注者は、契約締結後5日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に、業務責任者を選任するとともに、別紙2「連絡体制図」に記載されているように、対応がとれる実施体制を整えた上で、作業実施計画書を提出し、農林水産省大臣官房統計部管理課情報室（以下「担当部署」という。）の承認を得ること。

V 保守対応時間

原則として平日（行政機関の休日を除く。以下同じ。）の9時30分から18時15分までとする。

VI 保守内容

1 障害対応

担当部署及び別途調達する「農林水産省行政情報システム等運用支援業務」の受注者（以下、「運用支援業者」という。契約締結後、別途提示する。）からの障害発生連絡を受けた場合、速やかに以下の（1）～（5）の項目について対応すること。

なお、上記「V 保守対応時間」に示した保守対応時間の時間外に障害が発生した場合は、担当部署からの連絡を受けられる体制を整え、翌日（翌日が行政機関の休日である時はその翌日。その翌日が行政機関の休日であるときは平日まで順延して。）の保守対応時間内に速やかに対応を行うこと。

- （1）障害発生の際の連絡体制を明確にすること。
- （2）障害については、可及的速やかに復旧させること。
- （3）復旧時には運用支援業者と連携し、復旧の確認を行うこと。
- （4）障害復旧等の完了後、担当部署に作業内容（原因及び対応等）を記載した報告書を提出すること。
- （5）別紙1の機器等について製造元と保守契約を締結し、部品の交換が必要な場合には、当該保守契約に基づいて対応することとし、併せて担当部署に連絡すること。

ただし、当省の責に帰すべき事由又は天災地変等で当省及び受注者のいずれの責にも帰しがたい事由により発生した障害による部品購入費等については、別途発注者が負担することとする。

2 予防保守

稼働を良好に維持するため、以下の（1）～（6）の保守項目の点検、調整等を実施すること。

- （1）外装の清掃
- （2）ファンの点検
- （3）コネクタ、端子等の接続及び配線点検
- （4）各種メディアドライブの点検・清掃
- （5）通気孔部分の点検・清掃
- （6）異常音、異臭の点検・確認

点検、調整等は、担当部署の指定する時期に年1回行い、原則としてネットワークを停止することなく計画し、注意を払い実施すること。

なお、点検、調整等の実施に当たっては事前に作業計画書を作成の上、担当部署へ提出し、承認を得ること。また、作業完了報告後には作業完了報告書を担当部署に提出すること。

3 保守対象のソフトウェアに関して公開されるセキュリティパッチの情報を収集し、担当部署に毎月報告を行うとともに、担当部署が必要と認めたセキュリティパッチを適用すること。

なお、適用に当たっては事前に作業計画書を作成の上、担当部署へ提出

し承認を得ること。

また、作業完了後には作業報告書を担当部署に提出すること。

4 機器設定を含む保守作業全般について行うこと。

Ⅶ 閲覧資料

過去の作業報告書及びサーバ機器の設計書について閲覧する場合には、本業務の公告期間中に限り、担当部署が指示する日時及び場所においてのみ可能とするので、閲覧をする日の3日（行政機関の休日を除く。）前までの10:00～17:00の間に担当部署へ連絡すること。

Ⅷ 知的財産等

1 受注者は本契約に関して発注者が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること（本件において知り得た事項については外部に漏らさぬこと。）。

2 本契約履行過程で生じた納入成果物に関しての著作権等の取扱いは、次に定めるところによること。

(1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡すること。

(2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3項又は第4項に該当しない場合においても、その使用のために仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないこと。

3 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

Ⅸ 個人情報の扱い

1 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。

- 2 個人情報を複製する際には、事前に担当部署の承認を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。
なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- 3 受注者は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害拡大の防止等のために必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- 4 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

X 情報セキュリティの確保

- 1 業務遂行に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」、「農林水産省における情報セキュリティ対策基準」及び別紙3「情報セキュリティに係る遵守事項」について遵守すること。
- 2 本業務を行うに当たって情報管理責任者を明確に定め、責任者の所属、氏名等を作業実施計画書に記載すること。
- 3 本業務の受注、施行に当たって知り得た全ての事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。秘密保全に関することは、担当部署の指示に従うこと。
- 4 本業務の受注、施行に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結すること。
- 5 本業務において知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、担当部署に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。
なお、事案の発生後は事態の收拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。
また、受注者以外の作業も含め、対処に係る費用は全て受注者が負担すること。
- 6 受注者環境に本業務に必要な情報以外を保持することのないよう、不要になった情報は適宜、担当部署に返却を行うこと。
- 7 使用するソフトウェアについては、既知のセキュリティホールに対するセキュリティ対策を行うこと。

XI その他

本仕様書に定めのない事項については、担当部署と必要に応じて打ち合わせを行うこと。